

会 議 録					
行田市教育委員会 令和8年 第4回 3月定例会					
招集年月日	令和8年3月26日(木)		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	3月26日(木)	午後 2時00分	教育長 渡辺 充	
	閉会	3月26日(木)	午後 2時55分	教育長 渡辺 充	
教育長	渡辺 充	教育長職務代理者	鹿山 高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡辺 充				
2	鹿山 高彦				
3	大竹 洋平				
4	大木 華子				
5	田口 路子				
議 事 参 与 者			書 記		
副教育長	諸貫 忠秋	書記長	岡部 将弘		
学校教育部長	細谷 博之	書記次長	上野恵美子		
参事	中島 淳	書記	阪本 康秀		
生涯学習部長兼参事	長島 浩司				
学校教育部次長兼教育指導課長	嶋村 理彦				
生涯学習部次長兼図書館長 兼視聴覚ライブラリー館長	松田 正				
生涯学習部次長兼郷土博物館長	鈴木紀三雄				
教育総務課長	岡部 将弘				
学校給食センター所長	飯田 勝雄				
教育支援センター所長	篠田 豊和				
生涯学習課長	近藤 隆洋				
スポーツ振興課長	伊藤 賀章				
文化財保護課長	酒井 春彦				
教育文化センター所長兼中央公民館長	蓮沼 義典				
生涯学習部副参事	岡田 安弘				

会議事件名		顛	末
会議の進行状況		<p>教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いします。</p> <p>教育総務課長 本日、傍聴人は1名である。</p> <p>教育長 本日の会議日程は報告2件、議案13件である。議案第13号は人事案件であることから会議は非公開、その他は公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、2月定例会及び臨時会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 2月定例会及び臨時会会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>	
	報告第1号 行田市義務教育学校設置に向けた再編計画に伴う通学区域の変更に関する答申について	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本答申は、本年3月10日付けで行田市通学区域等審議会に諮問した通学区域の変更について、3月16日に同審議会から答申を受けた</p>	

		<p>ものである。</p> <p>現在、西小学校卒業後の進学先が忍中学校になっている地域の通学区域を、忍中学校区から西中学校区に変更することについて、同審議会に諮問した。</p> <p>これは、現在進めている学校再編に伴い、令和12年度のBブロック新校の開校に当たり、該当する地域の児童生徒の通学距離の問題、小中一貫教育の効果等の観点から、通学区域を変更しようとするものである。</p> <p>答申の内容についてであるが、1つ目は、西小の卒業後の通学区域についてである。</p> <p>再編計画では令和12年度のBブロック新校開校時、該当地域の児童生徒は、これまでの西小や忍中ではなく、行田中学校区内に設置予定の新校に通うこととなっていること、そして、このままであると通学距離が2倍となり通学の負担、安全確保の観点で課題があるとしている。</p> <p>また、西小児童の卒業後の進学先が、2つの中学校に分散しており、小中一貫教育を進める上で、この状況を見直す必要があることにも言及している。</p> <p>そのため、答申では教育委員会からの諮問内容のとおり、対象地域の通学区域を西中学校区に変更することが妥当であるとしている。</p> <p>なお、但し書きとして、変更に向けた十分な準備と指定校変更に関する柔軟な対応を求めるとしている。</p> <p>次に通学区域の変更時期であるが、当該地域の児童が中学校に入学後、在学中に新校開校に伴い通学先が変更となってしまうことのないよう、令和10年度までには通学区域の変更するよう求めるとしている。また、小中一貫教育が早期に進み、教育環境の安定性が図られ、児童の友人関係や学校生活の移行がスムーズになることが期待されることから、令和10年度にこだわらず、可能な限り早期な変更が望ましいともしている。</p> <p>その他、関係者への十分な周知、説明、特に当事者である保護者児童生徒の意向を尊重すべきとしている。</p> <p>答申の結びでは、市にとって大変革である義務教育学校設置に、行田市総ぐるみで取り組むこと、そして、今回の諮問のような特定の地域にのみ該当する課題にも丁寧に取り組むことを願うとしている。</p> <p>以上が答申の概要である。</p> <p>本答申の趣旨を踏まえ、今後、通学区域を変更する規則の改正手続きを進めていきたいと考えている。</p>
--	--	---

	<p>報告第2号 令和8年度障害のある 児童生徒の就学について</p>	<p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 令和7年度に審議した結果は、令和6年度と比較すると特別支援学校、知的障害の判断が、昨年度は22名、令和7年度は9名であり、13名の減である。 特別支援学級知的障害の判断についても、令和6年度は36名、令和7年度は29名であり、7名の減である。 また、発達情緒通級指導教室、難聴言語障害通級指導教室についても減少している。 特別支援学級自閉症情緒障害については、令和6年度25名が36名と大幅に増加している。 就学支援委員会にかけられた新入時、現年児童生徒数の合計は、令和6年度が151名では令和7年度が124名であり、27名の減である。 児童生徒数は年々減少しているものの教育相談とする中で、保護者の認識の状況や児童生徒の状況は多岐にわたり、特別支援学級や通級等を利用するニーズは高い状況である。 教育委員会としては、特別支援教育研修会による教員の指導力向上、特別支援教育支援員きらきらサポーターの適切な配置により、支援等による円滑な教育活動の推進を図っていく。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 令和6年度と令和7年度を比較すると、全体が151人から124人と減少していることは児童数の減少によることが大きいと思うが、新入児が55から49と約1割減に対して、現年児童生徒数が97人から75人と約2割減であるようだが、どのような理由が考えられるのか。</p>
--	---	--

	<p>議案第12号 令和8年度行田市教育 行政重点施策について</p>	<p>教育指導課長 新入児については、保護者の認識が年々高くなっているのではないかと考える。現年児童生徒数に生徒の方については、現在、特学に入っている児童生徒については計上できないので、子どもが減少している点、既に入っている子どもたちのことを考慮すると、減少しているということが例年の傾向ではないかと考えている。</p> <p>鹿山委員 きらきらサポーターなどの学校の色々な政策が、功を奏しているとは捉えられないのか。</p> <p>教育指導課長 きらきらサポーターも親身になって寄り添っているなので、その効果も出ていると考えている。</p> <p>大竹委員 令和6年度の新入児は令和7年度の現年児童生徒に含まれるのか。</p> <p>教育指導課長 年度ごとに判断しているので含まれていない。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、第3次行田市教育大綱を踏まえ策定したもので、大綱に掲げる5つの大きな柱に付随する事業で構成している。本重点施策(案)は、教育委員に事前にご覧いただき、意見や質問をいただいている。また、いただいたご質問等に対する回答についても関係資料としてまとめ、事前に配布させていただいているので、これをもって説明に代えさせていただきます。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p>
--	---	--

	<p>議案第14号 行田市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>本市において新たに総合公園内にターゲット・バードゴルフ場が整備され、行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例が令和8年3月19日に公布された。これに伴い、当該施設の管理をスポーツ振興課が所管することとなるため、当該事務を本規則に加えるものである。</p> <p>また、旧太田東小学校施設の管理については、市財産管理課へ所管替えとなったことから、教育委員会規則から削除するとともに、旧須加小学校施設の管理については生涯学習課が行っていることから、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>なお、旧教育支援センター下忍分室については、令和6年1月の教育支援センターの旧星宮小学校への移転に伴い、その役割及び機能が終了したため、一旦は学校教育部所管施設から除外したが、その後の利活用が未定であり、引き続き教育委員会において所管することから、学校教育部所管施設として明記するものである。</p> <p>新旧対照表より第2条第2項表中学校教育部の所管施設に旧教育支援センター下忍分室を加えるものである。併せて、スポーツ振興課の所管施設に総合公園ターゲット・バードゴルフ場を加えるものである。第3条の生涯学習部生涯学習課生涯学習担当事務分掌中の旧太田東小学校の施設の管理に関するものを旧須加小学校の施設の管理に関するものに改めるものである。</p> <p>生涯学習部スポーツ振興課管理担当事務分掌中の旧須加小学校の屋内運動場の管理に関するものを除くものである。</p> <p>また、生涯学習部文化財保護課文化財保護担当事務分掌中の旧須加小学校の校舎の管理に関するものを除くものである。</p> <p>なお、この規則は令和8年4月1日から施行するものであるが、総合公園ターゲット・バードゴルフ場については、その供用開始に伴い、令和8年10月1日から施行するものとする。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>
--	---	--

	<p>議案第15号 行田市教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>行政手続法が改正され、公示送達の方法についてインターネットによる公表を前提とする制度が整備された。</p> <p>これを受け、本市においても行田市公告式条例及び行田市行政手続条例の一部改正が行われ、公示送達の方法を電子掲示場による公表を主たる方法とすることとなる。</p> <p>については、行田市教育委員会の聴聞規則において定める公示送達の公表及び方法についても、関係条例との整合を図るため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、この規則は、行政手続法の改正が令和8年5月21日に施行されることから、この改正に合わせ令和8年5月21日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>
	<p>議案第16号 行田市小中一貫教育基本方針について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長</p> <p>本案は、行田市小中一貫教育基本方針（案）＜Ver.2.0＞の改訂について諮るものである。</p> <p>本市ではこれまで、平成30年度に小中一貫基本方針を策定し、各学校で、小中の連携や交流活動等に努めてきた。その取組の成果や課題を精査し、地域や学校の特色を生かした小中一貫教育を積極的に推進するとともに、令和12年度の義務教育学校開校に向け新しく改訂するものである。</p> <p>現在、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、柔軟な学校制度が求められている。国は、自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手を育成するため、全ての児童生徒に育むべき資質・能力育成の具体化・深化を進めている。</p> <p>本市の目指す子ども像を、『夢を抱き挑戦し、あきらめずにチャレ</p>

	<p>議案第17号 行田市立小・中学校の 教職員に関する業務量 管理・健康確保措置実 施計画について</p>	<p>ンジし続ける行田っ子』とし、子どもたち一人一人のよさを伸ばし、誰一人取り残さない教育を推進する。この目指す子ども像の実現に向けて、①グローバルコミュニケーションを育む教育 ②STEAM 教育 ③情報活用能力を育む教育の3つの柱を基本とし、未来社会を本市の児童生徒がたくましく生き抜くための力の育成に努めていく。</p> <p>また、学年段階の区切りでは、「4－3－2制」を導入し、小4の壁の支援や中1ギャップの解消、進路選択の支援など、子供たちの発達段階に沿った適切な指導や教育環境を整えていく。</p> <p>さらに、教員の専門性を生かした指導体制を工夫したり、コミュニティ・スクールを基盤とした地域も共に学び続けるコミュニティの創出を推進していく。</p> <p>なお、義務教育学校開校前にできる教育活動については、先行して取組を進めていく。</p> <p>本案は、教育委員に事前にご覧いただき、意見や質問をいただいている。また、いただいたご質問等に対する回答についても関係資料としてまとめ、事前に配布させていただいているので、これをもって説明に代えさせていただきます。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 令和7年6月に成立した改正給特法により、サービスを監督する教育委員会は、業務量管理、健康確保措置実施計画を策定することとされている。令和7年に8月に行田市の学校における働き方改革基本方針を、令和7年度から令和9年度の3年間の計画として策定しましたが、この方針とは別に実施する業務量管理健康確保措置の内容の重点事項を定めようとするものである。</p> <p>本案は、教育委員に事前にご覧いただき、意見や質問をいただいている。また、いただいたご質問等に対する回答についても関係資料としてまとめ、事前に配布させていただいているので、これをもって説明に代えさせていただきます。</p>
--	--	---

	<p>議案第18号 令和8年度使用点字教科書の採択について</p>	<p>承認の後は、まずは校長会にて説明し、市内各小中学校の教職員、保護者へ周知するとともに市ホームページ等により市民に対して周知していく予定である。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 本案は、令和8年度使用点字教科書について諮るものである。令和8年度泉小学校において、第6学年に進級する全盲の児童が適した学習を行うにあたり、点字教科書を使用する必要があるため、案の通り点字教科書の採択をするものである。</p> <p>6年生で扱う教科の指導内容を再度、担任・校内の教科書担当者・保護者の理解を図り、保護者も了解したため案の通り点字教科書を使用することとなったものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>
	<p>議案第19号 行田市公立学校医の解職について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 本案は、本年度3月31日を以て、行田市公立学校医の坂詰良樹氏を解嘱とするものである。</p> <p>なお、見沼中学校の坂詰良樹氏先生の後任であるが、現下忍小学校の坂詰恭子氏が見沼中学校の学校医を兼務する。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p>

	<p>議案第20号 行田市立小・中学校の 令和8年度学校給食年 間実施計画（学校給食 費）について</p>	<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>本案は、行田市立学校給食センター設置及び管理条例施行規則第11条に、「この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。」と規定されていることから、「行田市立小・中学校の令和8年度学校給食年間実施計画（学校給食費）(案)」により、審議いただくものである。</p> <p>「1小学校第1学年児童の給食費」及び「2中学校第3学年生徒の給食費」については、小学校1年生が4月及び中学校3年生が3月の給食提供日数が他の月と比べて少ないため、同条例施行規則第7条の規定に基づく月額給食費を2分の1とするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 小学校の給食費は無償化ではなかったのか。</p> <p>学校給食センター所長 小学校給食無償化は生活保護の教育扶助等を受けている児童は、生活保護法等に基づく支援が優先されるため、制度の重複を避けるため、今回の給食無償化事業の対象外である。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>本案は、国の施策である学校給食費の抜本的な負担軽減事業に基づき、小学校児童の給食費を無償とするため、規則の所要の改正及び、用語の整備をするものである。</p> <p>第7条は、学校給食センターにおける調理及び配送コースの変更に伴い、実態に合わせた用語の整備を行うものである。</p>
	<p>議案第21号 行田市立学校給食セン ター設置及び管理条例 施行規則の一部を改正 する規則について</p>	<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>本案は、国の施策である学校給食費の抜本的な負担軽減事業に基づき、小学校児童の給食費を無償とするため、規則の所要の改正及び、用語の整備をするものである。</p> <p>第7条は、学校給食センターにおける調理及び配送コースの変更に伴い、実態に合わせた用語の整備を行うものである。</p>

	<p>議案第22号 行田市スポーツ推進委員の任命について</p>	<p>次に、附則第5項は、令和8年4月1日からの小学校給食無償化に基づき、小学校児童の給食費を月額0円とする読み替え規定を追加するものである。</p> <p>次に、附則第6項は、小学校給食無償化は生活保護の教育扶助等を受けている児童は、生活保護法等に基づく支援が優先されるため、制度の重複を避けるため、今回の給食無償化事業の対象外とするものである。</p> <p>なお、本規則の施行期日は令和8年4月1日からとする。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>スポーツ振興課長</p> <p>本案は、行田市スポーツ推進委員規則に基づく行田市スポーツ推進委員の任期が、令和8年3月31日をもって満了することに伴い、新たに委員の委嘱をすることについて、諮るものである。</p> <p>本定例会で諮る委員は、23名で、新任5名、再任18名となっている。</p> <p>これは、各地区スポーツ協会に推進委員の推薦依頼を行い、推薦された方々である。</p> <p>なお、委員の任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年とする。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>
	<p>議案第23号 行田市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則に</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>スポーツ振興課長</p> <p>本案は、令和8年6月1日から総合体育館メインアリーナ及びサブ</p>

<p>について 議案第24号 行田市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則について</p>	<p>アリーナの空調設備が稼働すること及び10月1日から、総合公園ターゲット・バードゴルフ場の運営が開始されることから、同規則において、所要の改正を行うものである。</p> <p>本案の構成は、第1条において空調設備の稼働に係るものを改正し、第2条において総合公園ターゲット・バードゴルフ場の運営開始に係るものについて改正しようとするものである。</p> <p>改正内容を説明する。様式第4号の2、体育施設利用許可申請書、様式第6号の2、体育施設利用許可書、様式第9号、体育施設使用料(利用料金)減額(免除)承認申請書、様式第15号、体育施設利用料金減免承認申請書の各様式については、それぞれ空調設備の項目を追加するものである。</p> <p>第2条の体育施設の一覧にターゲット・バードゴルフ場を追加するものである。</p> <p>様式第4号の2、体育施設利用許可申請書、様式第6号の2、体育施設利用許可書、様式第9号、体育施設使用料(利用料金)減額(免除)承認申請書、様式第15号、体育施設利用料金減免承認申請書の各様式については、それぞれ総合公園ターゲット・バードゴルフ場の項目を追加するものである。</p> <p>附則であるが、第1項は施行期日を令和8年6月1日とし、第2条の規定については、施行期日を令和8年10月1日とする。</p> <p>附則第2項は、この規則の施行の際、各様式において改正前の様式で提出されたものは改正後の様式とみなすものである。</p> <p>附則第3項は、この規則の施行の際、各様式において改正前の様式で調製された用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の改正を加えて使用できるものとするものである。</p> <p>次に、行田市教育委員会が所管する公の施設に係る公共施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則について説明する。</p> <p>本案は、令和8年10月1日から、総合公園ターゲット・バードゴルフ場の運営が開始されることから、所要の改正を行うものである。</p> <p>別表については、公共施設予約システムの対象施設に、総合公園ターゲット・バードゴルフ場を加えるものである。</p> <p>附則であるが、第1項は施行期日を令和8年10月1日とするものである。</p> <p>次に、第2項については、ターゲット・バードゴルフ場の利用に関する準備行為は、施行日前においても行うことができることを規定するものである。</p>
--	--

		<p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>
--	--	---

その他特に重要と認める事項

- 1 次回定例会開催予定日 令和8年4月23日(木) 午後2時00分
行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員